

1 規約

高萩市立中学校の生徒の死亡事案に係る第三者委員会条例

(設置)

第1条 高萩市立中学校の生徒の死亡事案について、実態把握及び再発防止に向けた提言等を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、高萩市立中学校の生徒の死亡事案に係る第三者委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に基づき、次に掲げる事項について、独立して調査、検証及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

- (1) 生徒の死亡事案についての事実関係及びその他の実態把握
- (2) 生徒の死亡事案についての再発防止対策の提言
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員は、委員会の目的を達成するために必要な高い識見を有すると認められる者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱の日から委員会が第2条に規定する事務を終える日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調査員)

第6条 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、当該専門の事項に関して学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として非公開とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、当該会議の全部又は一部を公開することができる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、意見又は説明を求めるため委員以外の者に会議への出席若しくは文書等の提出を求め、又は調査することができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び調査員（以下「委員等」という。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第9条 委員等が、その職務に従事したときは、高萩市特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年高萩市条例第14号。以下「非常勤特別職給与条例」という。）第1条の規定にかかわらず、1人につき1日当たり100、000円以内で、市長が定める額の報酬を支給する。

(費用弁償)

第10条 委員等の費用弁償は、非常勤特別職給与条例第3条第4項の規定によるものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、企画部企画広報課において処理する。

(その他)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、委員会が第2条に規定する事務を終えた日限り、その効力を失う。

2 諮問書・答申書



高 企 第 80 号
令和元年 6 月 24 日

高萩市立中学校の生徒の
死亡事案に係る第三者委員会 委員長 様

高萩市長 大 部 勝 規



高萩市立中学校の生徒の死亡事案について（諮問）

このことについて、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき貴委員会の意見を賜りたく、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

平成31年4月30日に発生した高萩市立中学校の生徒の死亡事案について、次に掲げる事項

- (1) 事実関係及びその他実態把握
- (2) 再発防止対策の提言

2 諮問理由

平成31年4月30日に高萩市立中学校の生徒が自ら命を絶つという痛ましい事態が発生し、本市としても、かけがえのない命を守る事ができなかったことは、痛恨の極みであり、大変厳しく受け止めております。

今後、二度とこのような悲しい出来事が起きる事がないよう、公平性・中立性のある立場から、事実関係、その他実態把握の調査・検証のうえ、再発防止対策について提言頂きたく諮問いたします。

令和 3 年 3 月 2 2 日

高萩市長 大 部 勝 規 様

高萩市立中学校の生徒の死亡事案に係る
第三者委員会 委員長 茂手木 克 好



高萩市立中学校の生徒の死亡事案について（答申）

令和元年6月24日付け高企第80号で諮問のあった高萩市立中学校の生徒の死亡事案について、本委員会において調査・検討した結果、下記のとおり答申する。

記

1 結 果

「高萩市立中学校の生徒の死亡事案に係る調査報告書」のとおり

2 意 見

本委員会は、「事実関係及びその他の実態把握」および「再発防止対策の提言」を目的として調査・検討を行い、調査報告書として取りまとめた。

本事案から痛みを伴って学んだことを今後に生かすため、本委員会の提言がその一助となることを切に願う。

3 活動記録

(1) 委員会

| | 会議日 | 主な内容 |
|---------|----------------|--------------|
| 第1回委員会 | 令和元年 6 月 24 日 | 基本調査報告書の内容確認 |
| 第2回委員会 | 令和元年 7 月 19 日 | 基本調査報告書の内容確認 |
| 第3回委員会 | 令和元年 9 月 24 日 | 聞き取り調査の状況確認 |
| 第4回委員会 | 令和元年 12 月 10 日 | 聞き取り調査の状況確認 |
| 第5回委員会 | 令和2年 2 月 3 日 | 聞き取り調査の状況確認 |
| 第6回委員会 | 令和2年 3 月 12 日 | 聞き取り調査の状況確認 |
| 第7回委員会 | 令和2年 6 月 22 日 | 報告書のとりまとめ |
| 第8回委員会 | 令和2年 6 月 25 日 | 報告書のとりまとめ |
| 第9回委員会 | 令和2年 7 月 27 日 | 報告書のとりまとめ |
| 第10回委員会 | 令和2年 8 月 24 日 | 報告書のとりまとめ |
| 第11回委員会 | 令和2年 9 月 28 日 | 報告書のとりまとめ |

(2) 個別調査等

| | 調査日 | 主な内容 |
|------|----------------|----------------------------|
| 調査1 | 令和元年 7 月 31 日 | 関係者からの聞き取り調査 (28名からの聴取) |
| 調査2 | 令和元年 8 月 5 日 | |
| 調査3 | 令和元年 8 月 6 日 | |
| 調査4 | 令和元年 8 月 13 日 | |
| 調査5 | 令和元年 8 月 30 日 | |
| 調査6 | 令和元年 10 月 21 日 | |
| 調査7 | 令和元年 11 月 18 日 | |
| 調査8 | 令和元年 12 月 26 日 | |
| 調査9 | 令和2年 1 月 8 日 | |
| 調査10 | 令和2年 1 月 24 日 | |
| 調査11 | 令和2年 1 月 27 日 | |
| 調査12 | 令和2年 2 月 19 日 | |
| 調査13 | 令和2年 2 月 21 日 | |
| 調査14 | 令和2年 3 月 30 日 | |

※上記のほか打合せ等を実施